

津島市国民健康保険税の軽減判定所得の引き上げについて

国民健康保険税のうち均等割額と平等割額については、総所得金額（世帯主及び世帯主が属する世帯の被保険者のそれぞれの所得金額の合計）と軽減判定所得を比較し、基準の範囲内であれば、総所得金額に応じて7割・5割・2割のいずれかの割合で軽減をしております。

このうち5割・2割の軽減対象であった方が物価上昇の影響で対象から外れないようにすることを目的に、令和8年度課税分からその判定に用いる所得金額について引き上げられる見込みです。

令和8年度 税制改正の大綱（抜粋…令和7年12月26日閣議決定）

〈国民健康保険税〉

（7）国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を **31万円（現行：30.5万円）** に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を **57万円（現行：56万円）** に引き上げる。

国民健康保険税の軽減判定所得の改正内容

	令和8年度（予定） 軽減判定所得	令和7年度（現行） 軽減判定所得
5割軽減	43万円 + 31万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等 (※) の数 - 1)	43万円 + 30.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等 (※) の数 - 1)
2割軽減	43万円 + 57万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等 (※) の数 - 1)	43万円 + 56万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等 (※) の数 - 1)

※ 「給与所得者等」とは、一定の給与所得者と公的年金の支給を受ける者

今後の予定

津島市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について、令和8年3月31日に専決処分をし、その後開催される市議会において、報告し承認を得る予定です。